



平成27年5月11日

各 位

会 社 名 **ネツレン**
高周波熱錬株式会社
代表者名 代表取締役社長 溝口 茂
(コード番号 5976 東証第1部)
問合せ先 取締役管理本部長 安川 知克
(TEL. 03-3443-5441)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月25日開催予定の第104回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が施行されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第28条(損害賠償責任の一部免除)の一部を変更するものであります。

なお、定款第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第6章 取締役および監査役の責任免除 (損害賠償責任の一部免除) 第28条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 ② 当社は、 <u>社外取締役および社外監査役との間に</u> 、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。	第6章 取締役および監査役の責任免除 (損害賠償責任の一部免除) 第28条 (現行どおり) ② 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> および監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月25日(木曜日) (予定)
定款変更の効力発生日 平成27年6月25日(木曜日) (予定)

以上